

令和6年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

社会保障法

1. 生活保護法の定める保護の補足性と民法の扶養義務について論じなさい。
2. Xは、居住するY市が保険者である国民健康保険の被保険者である。YはXに係る令和6年度の国民健康保険料額を3万円とする決定を行い、その旨Xに通知した。Xは、恒常に年収90万円程度であるが生活保護を受けていないので国民健康保険料を納付することができないとしてYに対して保険料賦課の減免措置を求めたが、Yはこれを拒否した。
 - (1) Xに対する国民健康保険料賦課徴収によりXが健康で文化的な最低限度の生活を営むことができなくなったとして保険料減免非該当処分の取消しを求めた場合、当該請求は認められるか。
 - (2) Xが保険料を滞納し続けた場合、Xに係る療養の給付はどうなるか。
 - (3) Y市条例では保険給付見込額と国・都道府県からの補助金等見込額を勘案してY市長が国民健康保険料額を決定し、Y市長が国民健康保険料額を改定したときは速やかに告示すると定めていた。このような定め方は憲法が定める租税法律主義に反するか。